

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基
準の一部を改正する件等について
計9枚（本紙を除く）

Vol.605

平成29年9月28日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3948、3949)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

平成29年9月28日

各 都道府県 介護保険主管部（局）御中
市 町 村

厚生労働省老健局老人保健課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について

日頃より、介護保険行政に適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先日、別添官報のとおり、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第60号）等を公布したところですが、その中に一部誤りがあり、6月8日付官報において修正を行っております。

都道府県又は市町村におかれましては、管下の事業所等への周知をお願い申し上げます。

記

修正内容 別紙のとおり

以 上

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十九年四月一日施行】
（修正点は下線部）

修 正 前	修 正 後
別表	別表
1～6（略）	1～6（略）
7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ニ</u> （略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ト</u> （略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ト</u> （略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金	8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ニ</u> （略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（厚生労働六〇）

る件（厚生労働六〇）

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六一）

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六二）

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六三）

○指定地域密着型介護予防サ－ビスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六四）

○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同六五）

○肥料の登録の有効期間を更新した件
(農林水産三三二)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十八年度第三・四半期予算使用
の状況（内閣）

平成二十八年度第三・四半期国庫の状況(同)

公 告

諸事項

裁判所

破產、免責、再生關係

特殊法人等

西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録・特
定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁
護士連合会弁護士名簿登録・登録換
え・登録取消し・氏名変更・職務上
の氏名の使用・廃止・記章紛失・外
國法事務弁護士名簿の登録・職務上
の氏名の使用・記章紛失・指定法の
付記・裁決、厚生年金基金清算結
了・清算人退任關係

地方公共団体

行旅死亡人、無緣墳墓等改葬關係

会社決算公告

告 示

○厚生労働省告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する

[illegible]

(ロ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからロまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

別表の6のホの注(中)「介護職員処遇改善加算(V)」と「(2)」や「(3)」
に於て「国」を「国(一)」に改訂し「介護職員処遇改善加算(III)」と「(2)」
を「(3)」に於て「国」を「国(一)」に改訂し「介護職員処遇改善加算(III)」と
「(1000分の22)」を「(1000分の23)」に於て「国」を「国(一)」に改訂し「介護職員処遇改善加算(III)」と
「介護職員処遇改善加算(III)」と「(1000分の4)」を「(1000分の3)」に於て「国(一)」を「国(二)」に改訂し「別表の6
のホの注(1)」として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単

別表の7のへの注(4)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を「介護職員処遇改善加算Ⅱ」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のへの注中(1)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単

別表の8のへの注(4)中「介體職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(5)中「介體職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「[2]」を「[3]」に改め、同(5)を同(6)とし、同(6)中「介體職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「[2]」に改め、同(6)を同(7)とし、同(7)中「介體職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「[2]」に改め、同(7)を同(8)とし、別表の8のへの注中(1)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働大臣 塩崎 恭久

后表の1の下の注(中)「介護職員処遇改善加算Ⅰ」や「介護職員処遇改善加算Ⅱ」は「(2)」や「(3)」
 にあて「同」を(同)とし、「(同)」は「介護職員処遇改善加算Ⅳ」や「介護職員処遇改善加算Ⅵ」は「(2)」
 や「(3)」に代る「同」を(同)とし、「同」は「介護職員処遇改善加算Ⅰ」や「介護職員処遇改善加算Ⅱ」
 は「(1000分の48)」や「(1000分の55)」に代る「同」を(同)とし、「同」は「介護職員処遇改善加算Ⅰ」や
 「介護職員処遇改善加算Ⅱ」は「(1000分の86)」や「(1000分の100)」に代る「同」を(同)とし、別表の
 の下の注(中)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から8までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の2の注中(1)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ことから入までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) 1 から 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 104 に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(I) 1 から10までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

別表の7のネの注(中)「介護職員処遇改善加算(V)」及び(22)と(33)
に於て「同(イ)を同(ロ)」同(ロ)中「介護職員処遇改善加算」及び(22)
を(33)に於て「同(イ)を同(ロ)」同(ロ)中「介護職員処遇改善加算」
及び(22)を同(ロ)として次のように加える。
「[1000分の59]を[1000分の60]に於て「同(イ)を同(ロ)」として次のよう

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1 からネまでにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからエまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第二項の規定に基づき、指定介護予防サ―ビ
スに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のよ
うに改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イ及びロにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) からちまてにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数⁴

医療の76の注文中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」や「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」は「(2)」や「(3)」における「(4)」を「(2)」や「(3)」中の「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」や「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」は「(2)」を「(3)」における「(4)」を「(2)」や「(3)」中の「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」や「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中の「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」と改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のホの注文中「(1)」として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算① そのうち半額に算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

別表の8の表中「介護職員処遇改善加算④」や「介護職員処遇改善加算⑤」は「(2)」や「(3)」に於て「同(5)と同じ」に「(2)」中「介護職員処遇改善加算⑦」や「(2)」中「介護職員処遇改善加算⑧」に於て「同(3)を同(4)と同じ」に「(2)」中「介護職員処遇改善加算⑩」に於て「同(3)と同じ」に「(1)」中「介護職員処遇改善加算①」や「介護職員処遇改善加算②」に「1000分の59」や「1000分の61」に於て「別表の8の表中(1)と同じ」のように加え、

(1) 介護職員処遇改善加算① そのうち半額により算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

○厚生労働省告示第六十四号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十四条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

に於ける「回」を同(五)、「回③中」「介護職員処遇改善加算Ⅳ」と「介護職員処遇改善加算Ⅴ」は「[2]」に於ける「回」を同(六)とし、「回②中」「介護職員処遇改善加算Ⅲ」と「介護職員処遇改善加算Ⅵ」は「[3]」に於ける「回」を同(七)とし、「回③中」「介護職員処遇改善加算Ⅳ」と「介護職員処遇改善加算Ⅶ」は「[1000分の38]」を「1000分の42」とおさへ「回②を同(三)」とし、「回①中」「介護職員処遇改善加算Ⅰ」と「介護職員処遇改善加算Ⅷ」と「[1000分の68]」を「1000分の76」とおさへ「回①を同(一)」とし、所収の二の注中(一)として次のように加える。

①「介護職員処遇改善加算Ⅰ」と「介護職員処遇改善加算Ⅷ」をそれぞれ、当該年度の1000分の104に相当する

[illegible][illegible]

○厚生労働省告示第六十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第四号イ(7)に次のように加える。

(四) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (四)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

第四号二中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(五)」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(四)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(四)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 介護職員処遇改善加算(四) イ(1)から(6)まで、(7)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第四十八号イ(7)に次のように加える。

(四) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (四)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

第四十八号二中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(五)」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(四)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(四)」を「介護職員処遇改善加算(四)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 介護職員処遇改善加算(四) イ(1)から(6)まで、(7)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(原稿誤り)

一五二下八〇九「要保護児童」を「要保護児童の下に(法第六)章を(法第六)条の三第八項に規定する要保護児童と同じ。」を加える。

一五三ページ下段一九行目の次に次のように加える。

第九章 情緒障害児短期治療施設」を「第九章 児童心理治療施設」に改める。

一五三下 二〇規定中 規定(見出しを含む。)中

平成二十九年三月六日(号外第四十四号)厚生労働省告示第六十三号(指定介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件)

(原稿誤り)

四上 九7のホ 7のホ
” ” 一六8のチ 8のホ

平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第十二号(厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件)(原稿誤り)

四下 終りから 八第二十二号及第二十二号をび第十三号を次次のように改めると改める。
” ” 七十二及び十三 十二 削除

平成二十九年三月三十一日(号外特第七号)国土交通省告示第三百二号(租税特別措置法第十一条第一項の表第二十号及び第四十三条第一項の表第二十号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一印刷誤り)
五七二ページ下段終りから六行目の Dw-4,000 16,000 ±
[1,219Dw^{-0.488} (0.95-0.1)] [1,219Dw^{-0.488} (0.95-0.1)] の誤り。